

連結における自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成30年度	令和1年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	7,803	7,383
うち、出資金および資本剰余金の額	702	714
うち、利益剰余金の額	7,108	6,672
うち、外部流出予定額 (△)	7	3
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	145	223
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	145	223
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	15	21
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,965	7,628
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	17	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	16
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	7	26
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	178	200
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	115	134
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	319	377
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,646	7,251
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	86,771	90,682
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 473	△ 419
うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 498	△ 492
うち、上記以外に該当するものの額	24	72
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,354	4,193
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	91,126	94,875
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.39%	7.64%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み各種サービスの
ご案内ガバナンスの
充実状況

資料編

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成30年度		令和1年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	86,771	3,470	90,682	3,627
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	87,244	3,489	91,101	3,644
(i) ソブリン向け	1,483	59	1,510	60
(ii) 金融機関および第一種金融商品取引業者向け	17,757	710	17,515	700
(iii) 法人等向け	26,969	1,078	29,835	1,193
(iv) 中小企業等・個人向け	20,816	832	22,292	891
(v) 抵当権付住宅ローン	4,290	171	4,139	165
(vi) 不動産取得等事業向け	5,248	209	5,764	230
(vii) 3ヵ月以上延滞等	96	3	108	4
(viii) 出資等	2,152	86	1,827	73
うち出資等のエクスポージャー	2,152	86	1,827	73
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,080	43	820	32
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,315	52	1,372	54
(xi) その他	6,032	241	5,915	236
②証券化エクスポージャー	1	0	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	24	0	72	2
④他金融機関の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 498	△ 19	△ 492	△ 19
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,354	174	4,193	167
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	91,126	3,645	94,875	3,795

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。
6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別> (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク・ エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメントお よびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		その他		3 ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	平成 30 年度	令和 1 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	平成 30 年度	令和 1 年度
	国内	218,558	222,111	82,777	83,365	46,655	49,703	89,125	89,042	551
国外	8,564	7,546	-	-	8,564	7,546	-	-	-	-
地域別合計	227,123	229,657	82,777	83,365	55,220	57,249	89,125	89,042	551	931
製造業	21,865	24,366	10,106	10,134	11,223	13,722	536	509	31	413
農業、林業	368	379	368	379	-	-	-	-	-	0
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	6	-	6	-	-	-	-	-	6	4
建設業	8,027	9,051	7,274	7,749	700	1,301	52	-	107	85
電気・ガス・熱供給・水道業	2,095	3,339	169	393	1,906	2,907	19	39	-	-
情報通信業	721	1,049	219	247	500	800	1	1	-	-
運輸業、郵便業	12,280	12,052	2,369	2,452	9,888	9,577	22	22	-	28
卸売業、小売業	7,102	8,151	5,062	5,410	2,003	2,703	36	36	8	20
金融・保険業	97,065	96,803	156	146	15,147	14,519	81,761	82,137	-	-
不動産業	8,594	8,942	5,576	6,082	3,017	2,715	-	144	-	-
各種サービス	11,522	11,629	11,322	11,429	200	200	-	-	306	302
国・地方公共団体等	18,273	15,591	7,740	6,889	10,533	8,702	-	-	-	-
個人	32,124	31,797	32,124	31,797	-	-	-	-	91	75
その他	7,075	6,504	280	254	100	100	6,694	6,149	0	-
業種別合計	227,123	229,657	82,777	83,365	55,220	57,249	89,125	89,042	551	931
1年以下	88,125	21,327	14,570	14,647	4,921	4,323	68,633	2,356	-	-
1年超3年以下	21,863	15,319	5,520	5,004	10,143	10,298	6,200	17	-	-
3年超5年以下	18,907	21,979	8,142	9,031	10,764	12,245	-	702	-	-
5年超7年以下	17,685	13,720	9,047	7,463	8,137	6,256	500	-	-	-
7年超10年以下	22,357	26,214	9,557	9,458	12,800	16,756	-	-	-	-
10年超	47,777	47,739	34,825	36,370	8,452	7,369	4,500	4,000	-	-
期間の定めのないもの	10,406	83,356	1,113	1,390	-	-	9,292	81,966	-	-
残存期間別合計	227,123	229,657	82,777	83,365	55,220	57,249	89,125	89,042	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3 ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種区分の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区

分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

- 上記のエクスポージャー区分の「その他」は、株式、出資金、投資信託、預け金、現金、有形・無形固定資産および繰延税金資産等が含まれます。
- CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

はじめに

地域を応援する
取り組みコンプライアンス等
への取り組み各種サービス
のご案内ガバナンス
の充実状況

資料編

ロ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	信用リスク・エクスポージャー期末残高				信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額			
	平成 30 年度		令和 1 年度		平成 30 年度		令和 1 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	21,079	-	18,205	-	24,898	-	21,023
10%	-	19,166	-	18,278	-	15,281	-	15,398
20%	14,270	80,045	13,412	80,437	14,270	80,045	13,412	80,437
35%	-	11,938	-	11,557	-	11,935	-	11,554
50%	17,054	479	21,756	812	17,054	72	21,756	92
75%	-	29,136	-	31,043	-	27,734	-	29,704
100%	2,407	29,811	3,506	30,463	2,407	28,580	3,506	29,321
150%	-	14	-	19	-	14	-	16
250%	-	100	-	100	-	100	-	100
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	99	-	64	-	99	-	64
合計	33,732	191,872	38,675	190,982	33,732	188,764	38,675	187,712

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. 当組合がリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は 46 ページをご覧ください。
 3. 信用リスク・エクスポージャー期末残高は、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 4. 信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額は、信用リスク・エクスポージャー期末残高から 48 ページの個別貸倒引当金の期末残高と 50 ページの信用リスク削減手法に関する事項の適格金融資産担保の額を差引いた額です。
 5. 「その他」の区分は、上記に分類が困難な投資信託の額です。それらの平均リスク・ウェイトは平成 30 年度は約 25%、令和 1 年度は約 28% であります。
 6. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成 30 年度		令和 1 年度	
	貸借対照表計上額	時価額	貸借対照表計上額	時価額
上場株式等	1,800	1,800	1,532	1,532
非上場株式等	1,538	1,538	1,034	1,034
合計	3,339	3,339	2,566	2,566

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針
および手続の概要

上場株式等にかかるリスクの認識については、時価評価やリスク限度枠の遵守状況等を市場リスク管理の一部として定期的にリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式または出資金等に関しては、個別に財務諸表等を基にした評価を実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

- (注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しております。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

	平成 30 年度	令和 1 年度
売却益	147	69
売却損	0	33
償却	-	23

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない

評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和 1 年度
評価損益	△ 19	△ 385

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和 1 年度
評価損益	-	-

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 70 条第 3 号ハに規定する「自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項」のうち、以下の開示項目は単体と連結の開示内容が同様のため省略しております（開示内容 21 ～ 22 ページ、46 ～ 51 ページをご覧ください）。

- ・ 第 3 条第 3 項に定める「定性的な開示事項」
- ・ 第 3 条第 4 項第 3 号ニに定める「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額」
- ・ 第 3 条第 4 項第 3 号ホに定める「業種別または取引相手別の貸出金償却の額」
- ・ 第 3 条第 4 項第 4 号に定める「信用リスク削減手法に関する事項」
- ・ 第 3 条第 4 項第 9 号に定める「金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額」